○八王子市図書館資料収集要綱

平成６年４月１日施行

改正　平成１５年１１月１９日
平成１８年　４月　１日
平成２７年１０月　１日
令和　３年　２月　１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、八王子市図書館条例（昭和５９年八王子市条例第３５号）及び八王子市図書館条例施行規則（昭和５９年教育委員会規則第８号）に定める事業を円滑に行うため、図書館資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　図書館資料は、公共図書館の役割、都立図書館、大学図書館及び国会図書館との役割分担のほか、変動する社会の動向などを踏まえ、市民の資料要求が十分反映された蔵書構成を目指し、市民の学習、教養、調査研究、趣味・娯楽などに資する資料を幅広く収集する。

２　図書館資料の収集に当たっては、次に掲げる点に留意する。

（１）多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

（２）あらゆる思想、信条、学説、宗教に対して、公平に収集し、著者の思想的、宗教的、政治的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

（３）図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

（４）個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、糾弾をおそれて自己規制をしない。

（５）一部の市民の資料要求だけでなく、広範な市民、潜在している市民、将来想定される市民のためリクエスト、レファレンスや社会情勢の把握に努め、収集の参考にする。

３　図書館資料の収集は、次に掲げる考え方に基づくものとする。

（１）国内で刊行された資料を中心に収集するほか、電子書籍や視聴覚資料など資料の特性を生かしたものや、日本語以外の言語の資料もできるだけ幅広く、総合的に収集する。

（２）基本的、入門的な資料の収集を優先するとともに、専門的資料を含め、全分野にわたり幅広く収集する。

（３）各分野の蔵書構成、未所蔵資料、欠本の補充、その他著者、発行所、内容、書誌的価値、形態など必要事項について調査検討し、図書館での利用状況を十分に予測し、収集に努める。

（４）他の公立図書館及び都立図書館の蔵書も考慮して収集する。

（５）利用が集中し、又は集中することが予想される資料については、複数を収集する。

（６）八王子市に関する資料、八王子市行政資料、八王子市内で刊行された資料及び八王子市にゆかりのある著者の著作などの八王子関連資料は、積極的に収集する。

（７）児童図書については、子どもの特性を考慮し、収集する。

（８）購入のみならず、寄贈、配布等の手段を必要に応じて活用し、迅速、的確な方法で収集する。

（収集する資料の種類）

第３条　収集する図書館資料の種類は、次に掲げるとおりとする。

（１）図書資料（一般図書、児童図書、参考図書、外国語図書）

（２）逐次刊行物（雑誌、新聞）
（３）官公庁出版物
（４）郷土資料（行政資料を含む。）
（５）視聴覚資料（ＣＤ、ＤＶＤなど）
（６）視覚障害者資料(点字資料、録音資料)
（７）電子書籍
（８）その他（マイクロフィルム、ＣＤ－ＲＯＭ、新聞データベースなど）

（各図書館の収集内容）

第４条　各図書館で収集する図書館資料は、次に掲げる表の中で○印がある資料とする。

	⑴ 図書資料	⑵ 逐次刊行物	⑶ 官公庁出版物	⑷ 郷土資料	⑸ 視聴覚資料	⑹ 視覚障害者資料	⑺ 電子書籍	⑻ その他
中 央 図 書 館	○	○	○	○	○	○	○	○
生涯学習センター図書館	○	○	○	○	○			○
南大沢図書館	○	○	○	○	○			
川口図書館	○	○	○	○	○			
由木中央市民センター図書館	○		○	○				
恩方市民センター図書館	○	○	○	○				
由井市民センターみなみ野図書館	○		○	○				
北野市民センター図書館	○	○	○	○				
石川市民センター図書館	○		○	○				

２　図書資料の収集については、次に掲げるとおりとする。
（１）中央図書館では、日本十進分類法（ＮＤＣ）の第１次区分表に則り０総記・１哲学・２歴史・７芸術・８言語・９文学の収集に努める。
（２）生涯学習センター図書館では、０総記・３社会科学・４自然科学・５技術・６産業のほか外国語資料の収集に努める。
（３）上記以外の図書館では、外国語資料を除き、偏りなく収集する。

（資料種類別収集方針）

第５条　資料種類別の収集方針は、次に掲げるとおりとする。
（１）図書資料
ア 一般図書
市民の学習、調査研究、趣味・娯楽などに役立てるため、市民の要求を参考に、蔵書構成や、個々の内容・利用価値を考え、基礎的・入門的な図書から、必要に応じて専門的な図書まで、大活字で書かれた図書を含め、各分野にわたり幅広く収集する。ただ

し、次に掲げる図書については、内容を十分考慮して選択する。

（ア）極めて高度な専門書、学術書

（イ）学習参考書、各種試験問題集、テキスト類（教科書を除く。）

（ウ）類似的なものが多数出版されている実用書、娯楽書

（エ）極めて特殊な領域に属するもの

（オ）利用者又は利用が極めて限られているもの

（カ）他の公共図書館及び都立図書館を通じて提供できるもの

イ 児童図書

幼児・児童・生徒が読書を通じて、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けるために、できる限り質の高い資料について、個人の趣味や読書力に応じたものに出会えるように、学習・教養・娯楽など各分野にわたり幅広く収集する。

ウ 参考図書

市民の一般的な調査研究のために必要となる事典、辞典、年鑑、目録、書誌、地図については、幅広く体系的に収集する。

エ 外国語図書

世界で広く使われている英語をはじめ、中国語、韓国語や朝鮮語で書かれたものを中心に、次に掲げる資料を収集する。

（ア）外国語による情報提供の充実及び多文化理解に役立つ資料

（イ）日本の文化や伝統を紹介する図書

（ウ）居住する外国人の娯楽や生活に役立つ資料

（エ）日本で話題になった図書の原書や海外で評価を受けている資料で、市民の要求の高いもの

（２）逐次刊行物

ア 雑誌

国内で刊行された、全分野にわたり、基本的な雑誌を中心に、児童・青少年向けのものも含め、幅広く収集する。そのために各館での分担収集に努める。ただし、漫画雑誌は、収集しない。

イ 新聞

国内発行の主要全国紙を中心に、児童・青少年向けのものを含め、幅広く収集する。

（３）官公庁出版物

政府諸機関等公的機関が発行する資料については、主要なものを収集する。

（４）郷土資料

郷土八王子を理解し、その文化・歴史を次の世代に継承するため、八王子市の歴史・自然・産業・文化に関する資料や、市民が身近な生活情報を得、市政への参加に資する行政資料・市刊行物は、積極的、網羅的に収集する。

（５）視聴覚資料

活字以外のメディアに対する市民の要求に応え、教養･文化・趣味･娯楽に役立つ次に掲げる資料は、収集する。

ア 映像資料は、あらゆる世代の要求に応えられるように、幅広い分野の資料の収集に努める。

イ 録音資料は、クラシック、軽音楽、邦楽など、全分野にわたり幅広く収集する。

（６）視覚障害者資料

視覚障害その他の障害により図書館資料をそのままでは利用することが困難な方向け資料は、できるだけ収集又は製作する。

（７）電子書籍

高齢者や障害者等に配慮した読み上げ機能、電子書籍の特性を踏まえ、市民ニーズに対応した資料を幅広く収集する。

（８）その他

マイクロフィルム、ＣＤ－ＲＯＭ、オンラインデータベースは、必要に応じて収集し活用する。

（資料の選定）

第６条　図書館資料の選定及び基準については、別に定める八王子市図書館資料選定実施要領による。

（蔵書の更新・除籍）

第７条　図書館資料は、別に定める八王子市図書館資料除籍実施要領の規定に基づき除籍を行い、図書館の蔵書構成を適切な状態に維持するように努めるとともに、必要な場合は補充する。

（その他）

第８条　この要綱の実施について必要な事項は、図書館部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年１１月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　３年２月１日から施行する。

○八王子市図書館資料選定実施要領

令和３年２月１日施行

（趣旨）

第１条　この要領は、八王子市図書館資料収集要綱に基づき、図書館資料の収集における資料選定の判断基準に関して必要な事項を定めるものとする。

（総則）

第２条　図書館資料は、公共図書館の活動に必要不可欠な図書群である基本図書を中心に選定する。なお、基本図書とは、次に掲げるものとする。

（１）調査・参考業務に使用する参考図書

（２）あらゆる分野を対象とする基礎的な図書

（３）郷土資料

２　市民の日常生活・文化活動に役立つ、実用・趣味・教養・娯楽関係の貸出し用図書を中心に選定する。

３　調査・参考業務に使用する資料は、実用的なものを選定する。

４　最新の情報を盛り込んだ図書を選定する。一時の流行として多数出版される分野の図書には十分注意する。

５　叢書・全集・選集などの選定に当たっては、編集方針、収録作品、月報、解説などについて十分留意する。

６　間接的な評価として、文学賞をはじめ各種の賞や、団体の行う図書の選定・推薦・書評など、社会的な評価も参考にする。

７　逐次、定期刊行物は、計画的かつ継続的に購入する。

８　原則として、学習参考書、入試問題集は選定しない。

９　ストーリー漫画については、選定しない。

１０資料の内容、著者、出版社、装丁、価格を幅広く総合的に評価して選定する。具体的には、資料性、独創性、文章表現、写真・図版、著者、出版社、形態、工作や書き込み式、価格に考慮する。

（一般図書）

第３条　一般図書の選定は、日本十進分類法（ＮＤＣ）の第１次区分表に則り、次に掲げるとおりとする。

（１）０類（総記）

ア 情報科学に関する資料は、技術革新が著しいので、最新の情報を盛り込んだもの

イ 基本的な技術書・実用書、情報・コンピュータと社会の関わりについて書かれたもの

ウ 図書館に関する資料は、積極的に選定する。

エ 叢書・全集・選集については、主要なものはもれなく選定する。

（２）１類（哲学・宗教）

ア 哲学、心理学、倫理学、宗教に関する資料は、基本書を体系的に選定する。

イ 特定の思想・学派・宗教・宗派に偏ることなく公平に選定する。

ウ 初学者にわかりやすく書かれた入門書・概説書を中心とする。

エ 研究書、解説書だけでなく、各分野の代表的原典も選定する。

（３）２類（歴史）

ア 各分野の基本書を体系的に、一般向けに書かれた歴史読み物から、入門書、啓蒙書、概説書、研究書、史料まで、多様な視点で書かれたものを幅広く選定する。
イ 歴史観に学説の対立があるので、それぞれの観点に立つ多様な資料を選定する。

（４）３類（社会科学）
ア 各分野の基本書を中心にする。
イ 様々な学説や主張がある分野なので、多様な観点に立つ資料を幅広く選定する。
ウ 時代性・社会性と深く結びついている分野なので、時事性・話題性のあるものに留意する。
エ 日常生活・実務上に役に立つ実用書・実務書は、豊富にそろえる。
オ 入門書、概説書は、常に新鮮なものを選定できるように努める。
カ 出版量が多く、様々なものがあるので、内容に奇をてらったものがないか、よく研究されているかどうか、十分に吟味し、注意して選定する。

（５）４類（自然科学）
ア 進展が著しい分野なので、最新の情報を常に提供できるように留意する。
イ 細分化・専門化されている分野なので、個別分野の高度な専門書は選定しない。目安としては、大学の一般教養課程程度のものまでとする。
ウ 入門書・概説書を中心に選定し、最新の分野については、わかりやすく書かれたものとする。

（６）５類（技術・工学）
ア 科学技術は、その進展が著しいので、常に最新の情報を提供できるように留意する。
イ 技術者や工学系学生が対象の高度な専門書・工学書でも、利用の見込める場合は選定する。
ウ 科学技術の最近の動向についてわかりやすく書かれたものや、社会的関心を呼んでいるものを選定する。
エ 市民の生活に密接に関連した主題のものについては、実用的で最新の情報が盛り込まれたものを幅広く選定する。
オ 家政学・生活科学の分野については実用的価値の高いものを選定し、また、ファッションや料理などについては流行や季節感にも留意する。

（７）６類（産業）
ア 産業社会の最近の動向について書かれたものや趣味に役立つ資料、実生活に深く関わる社会問題や自然保護の近年社会的な関心を呼んでいる分野のものについて選定する。
イ 社会科学との関連も考慮しながら、商業・運輸交通・通信事業も重視する。

（８）７類（芸術・スポーツ）
ア 市民の教養・趣味・娯楽に役立つよう、鑑賞・研究と製作・実技などの両面にわたるものを選定する。
イ 美術全集・画集・写真集・工芸名品集は、基本的なものを中心にできるだけ幅広く選定する。ただし、極めて高価なものについては、必要度とのバランスを考慮する。
ウ 趣味とする人の多い分野については入門書を中心に、また、ある程度上級の人の要望にも応えられるように、豊富に幅広く選定する。
エ 市民の趣向・流行を踏まえ、新しい分野の情報も迅速に提供できるように留意する。

（９）８類（言語）
ア 市民の教養・学習・実用に役立つものを選定する。

イ 国際化時代において語学の要求は強いので、近隣諸国の言語の基本的資料、研究書の一般向けの平易なものを中心に選定する。

（１０）９類（文学）

ア 市民の関心が最も高く、最も利用の多い分野なので、各分野にわたり幅広く豊富に選定する。ただし、文章表現が極端なものには注意する。

イ 全集・作品集に入っている作品でも、利用が多く見込まれるものについては複本として単行本・文庫本も選定する。

ウ 受賞作品や、話題になっている作品に留意して選定する。

エ 古典の解釈書については、評価の高いものを中心に幅広く選定する。

オ 外国の文学についても、同様に幅広く選定する。

（１１）一般書における漫画については、次に定める選定基準に適合するものを選定する。

ア 装丁がしっかりしていて、長期利用に耐え得るもの

イ 実用的な内容が、漫画を媒介として比較的容易に理解されるもの（学習的漫画）

ウ エッセイや日記を漫画と媒介して読みやすさとテーマ性を重視したもの（コミックエッセイ）

エ 絵の表現が健全なもの

（児童図書）

第４条　児童図書の選定は、次に掲げるとおりとする。

（1）絵本

ア 子どもの成長過程で初めての読書体験を提供するものとして、想像力を豊かに養うものを中心に、幼児絵本・昔話・古典の再話・創作を幅広く選定する。

イ 評価の定まった絵本作家の作品は、積極的に選定する。

（2）おはなし

ア 幼年童話は、文字を覚え、ひとり読みができるようになった子どもに、読書の楽しさを伝えられるものを選定する。

イ 児童文学は、豊かな想像力を養えるものを中心に、子どもの視野を広げて、より高度な読書を促すものを、古典から創作まで幅広く選定する。

ウ 評価の定まった作家の作品は、積極的に選定する。

（3）ちしきの本

ア 科学への興味を引き立てるもの、将来へ向けて子どもの視野を広げるものを中心に選定する。

イ 幼児から中学生まで、対象年齢に応じて理解できるように書かれているものを選ぶ。

（4）紙芝居

ア 教育的・道徳的なものにとらわれず、子どもが楽しめるものを選定する。

イ 絵と文の調和がとれているものを選ぶ。

（5）児童書における学習漫画については、次に定める選定基準に適合するものを選定する。

ア 装丁がしっかりしていて、長期利用に耐え得るもの

イ 難解な内容が、漫画を媒介として比較的容易に理解されるもの（全編にわたって漫画であっても可）

ウ 原典が活字で理解するために補助的なものとして漫画を使っているもの（古典や名作文学作品などを漫画にしたものを含む。）

エ 内容が真実性に富み、学問上の真理や歴史上の事実が歪められておらず、健全で偏らないもの（表現手段としてフィクションを採用していても可）

オ 絵の表現が健全なもの

２　次に掲げるものは、原則として選定しない。

（１）工作を目的に出版されているもの

（２）基本的装丁を欠いているもの

（３）長期使用に耐えられないもの

（参考図書）

第５条　参考図書の選定は、次に掲げるとおりとする。

（１）市民の調査・研究に役立つ資料及び参考業務に役立つ資料を選定する。

（２）記事の配列又は扱い方が通読するようになっているものではなく、求める知識・情報が調べ易く編集されているものを選ぶ。

（３）目次・索引・参考文献などが整えられたものとする。

２　選定する資料及びその際の留意点は、次に掲げるとおりとする。

（１）辞典・事典・便覧・ハンドブック　　過度に専門的なものを除き、類書を含めて網羅的に選定する。

（２）白書・年鑑・統計書など　　最新のものを選定するように努める。

（３）人名録など　　原則として各主題にわたり幅広く選定する。

（４）地図　　次のとおり選定する。

一般の地図帳　　内容が新しく信頼できるもの

市街図　　全国主要都市のもの

道路地図　　全国版

住宅地図　　八王子市及び東京都内のもの

地形図　　国土地理院発行のもの

（５）法令集　　国の法律・規則などを網羅的に収録したものを選定する。

（６）官報　　全て

（７）電話帳　　全国の最新版

（８）新聞縮刷版　　縮刷版の出ているものは、原則として全て選定し、マイクロフィルムも必要に応じて選定する。

（９）蔵書目録　　通常に閲覧が可能な、国立国会図書館、都立図書館の目録を選定する。

（１０）その他　　ある主題を調べる資料として適当なもの、内容自体は一般資料だが、付加資料などに他では代えられない資料がついているものなど、必要に応じて選定する。

（逐次刊行物）

第６条　逐次刊行物の選定は、次に掲げるとおりとする。

（１）新聞　　主要な日刊紙を中心に各種選定する。

（２）雑誌　　最新の情報を得る資料なので、市民の暮らしや娯楽に役立つもの及び調査・研究に役立つものを幅広く選定する。

（官公庁出版物）

第７条　官公庁出版物の選定は、次に掲げるとおりとする。

（１）中央官庁、東京都及び多摩地域が発行した出版物は、主要なものは選定する。

（２）その他公的機関の出版物は、可能な範囲で選定する。

（郷土資料）

第８条　郷土資料の選定は、次に掲げるとおりとする。

（１）八王子市に関するもの

（２）内容に八王子に関する記述があるもの

（３）八王子周辺の地域に関するもの

（４）行政資料で、八王子市に関する記述があるもの

（５）八王子在住の著者及び出版地が八王子であるもの

（視聴覚資料）

第９条　視聴覚資料は、音楽史・映画史などで、重要であると評価されている資料及び作品として評価の高い資料を選定する。

２　あらゆる層のリクエストに応えられるようにするため、次に掲げるジャンルのものを幅広く選定する。

（１）映像資料　　劇映画・芸能・アニメーション・スポーツ・音楽・教養

（２）録音資料　　クラシック・ポピュラー・邦楽・演芸・語学・記録・効果音・児童・教育

（視覚障害者資料）

第１０条　視覚障害者資料の選定は、図書館資料をそのままでは利用することが困難な方が利用しやすい形式として提供するため、点訳資料、音訳資料、拡大図書、電子書籍その他の視覚障害者などがその内容を認識することができる資料を幅広く選定する。

（電子書籍）

第１１条　電子書籍の選定は、第３条から第８条までの規定に準ずる。

附　則

この要領は、令和３年２月１日から施行する。

○八王子市図書館資料除籍要領（平成 14 年 8 月 1 日施行）

平成 14 年 8 月 1 日施行

改正　平成 25 年 8 月 26 日

（目的）

１　この要領は、八王子市図書館の資料の除籍について、必要な事項を定めるものとする。

（除籍対象）

２　除籍の対象となる資料は、次に掲げるものとする。ただし、八王子市教育委員会事務局処務規則（昭和 42 年教育委員会規則第 6 号）第 4 条に定める館長（以下館長という。）が認めたものについてはこの限りではない。

（１）　汚損・破損が著しく、補修が困難なもの

（２）　資料としての価値が低下したもの

（３）　現在提供不能の状態にあり、今後もこの状態が回復される見込みのない次のもの

ア　未返却資料のまま相当期間を経過したもの

イ　亡失届後、相当期間を経過したもの

ウ　不明の状態で相当期間を経過したもの

エ　その他、館長が認めたもの

（資料の取り扱い）

３　除籍した資料の取り扱い

（１）　館長が必要と認めた資料については保管し、その他の資料は八王子市図書館資料再利用実施要領（平成１４年８月１日施行）の規定により再利用する。

（２）　前項の規定で再利用できない資料については、廃棄処分とする。

（その他）

４　その他、必要な事項は図書館部長が別に定める。

附　則

この要領は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

○八王子市図書館資料再利用実施要領（平成 14 年 8 月 1 日施行）

平成 14 年 8 月 1 日施行

改正　平成 25 年 8 月 26 日

（目的）

1　この要領は、八王子市図書館の除籍資料の再利用について、必要な事項を定めるものとする。

（再利用対象）

2　再利用する資料は、除籍の手続きをしたもので、再利用が可能なものとする。

（1）　資料は、蔵書ラベルを消し、図書館の蔵書でないことを明らかにする。

（2）　資料は、再利用資料であることを明らかにする。

（提供先）

3　再利用資料の提供先は、次のとおりとする。

（1）　八王子市立の施設

（2）　地域文庫

（3）　八王子市民及び利用者

（4）　その他八王子市教育委員会事務局処務規則（昭和 42 年教育委員会規則第 6 号）第 4 条に定める館長が認めた者

（提供方法）

4　提供する場所・期日等は、次のとおりとする。

（1）　場所・期日は図書館が指定する。

（2）　提供は、無料とする。

（その他）

5　その他、必要な事項は図書館部長が別に定める。

附　則

この要領は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。